

# 「川之江地区まちづくり推進会議」運営に関する基本ルール

平成25年9月26日

第1回川之江地区まちづくり推進会議

## 川之江地区まちづくり推進会議の設置目的

「川之江地区まちづくり推進会議」（以下、「会議」）は、計画策定者である市とともに「まちづくり」を考え、計画策定に主体的に関わっていただくとともに、ワークショップ等により把握した住民意向を取りまとめることを目的として設置されたものです。会議で取りまとめた意見は、市が策定する「川之江地区まちづくり実施計画」へと反映してまいります。

## 1. 目標

川之江地区まちづくり実施計画の策定にあたり、日々の活動を通じた専門性ある視点と、地域住民としての視点を併せた提言、評価等を行なうことで、より良い計画の策定に貢献します。

## 2. ルール

- (1) 議論は、冷静にフェアプレイの精神に基づき行います。
- (2) 議論は、できる限り実証的かつ客観的なデータを基に行います。
- (3) 会議では、特定の個人や団体の誹謗中傷は禁止とします。
- (4) 会議では、特定の地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように留意します。
- (5) 会議では、自由な意見や新しい発想を最大限尊重するとともに、各委員の公平な発言時間の確保に留意します。
- (6) 会議において、合意形成した内容については、各委員がそれを尊重します。
- (7) 会議の遅刻、欠席については、事務局（四国中央市建設部都市計画課）に連絡します。
- (8) 会議は、全て公開を原則とします。ただし、四国中央市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」）が含まれる場合は、会議の全部または一部を非公開とすることができます。
- (9) 会議後、事務局は会議録を作成し、四国中央市が作成するホームページ上で（発言者氏名は明記せず）公表することとします。ただし、非公開情報が含まれる場合は、会議録の全部または一部を非公開とすることができます。

## 3. その他

本ルールに変更が必要となった場合、新たな対応が必要となった場合等には、会議で協議し、その都度定めるものとします。